

令和元年度鴻田職員住宅エレベーター（２号機）停電時自動着床装置用 バッテリー交換業務仕様書

この業務は、鴻田職員住宅に設置されているエレベーター（２号機）の停電時自動着床装置用バッテリーの交換業務を実施するものである。

- 1 事業年度 令和元年度
- 2 業務名 令和元年度鴻田職員住宅エレベーター（２号機）停電時自動着床装置用バッテリー交換業務
- 3 業務場所 鴻田職員住宅 新宮市新宮３６９０－８
- 4 業務期限 令和元年１２月２０日（金）
- 5 業務内容
 - (１) 停電時自動着床装置用バッテリー交換業務
 - ア 停電時自動着床装置用バッテリー ６個
 - イ 現場諸材料費 １式
 - (２) 現場作業費 １式
 - (３) 運搬費、諸経費 １式
- 6 留意事項
 - (１) 施工上必要な届出及び手続等は速やかに行い、その費用はすべて受注者の負担とする。
 - (２) 業務中に既存設備を損傷、汚損した場合は、受注者の費用でもって修復を行うこと。
 - (３) 業務中に発生した廃材、残材は、関係法令等に則り適法適切に処理すること。またその費用はすべて受注者の負担とする。
 - (４) 業務の実施については、発注担当である総務県民課に連絡の上、日程調整を行うこと。
 - (５) 受注者は、本業務における現場代理人及び主任技術者を定め、発注者に通知するものとする。
 - (６) 作業中は、現場及び周辺の安全に配慮するとともに、極力騒音等について少なくするよう配慮すること。
 - (７) 作業を行う際は、作業員が作業中であることを明示し、名札の着用を行うこと。
 - (８) 作業が完了した際は、下記①～②を添えて業務完了報告書を提出すること。
 - ①カラーで撮影した作業開始前、作業中、作業完了後の状況写真
 - ②処分に係るマニフェスト票（Ａ票及びＤ票、又はＡ票及びＥ票）の写し
 - (９) 発注者は業務完了報告書の提出があったときは、速やかに完成検査を行うものとする。
 - (１０) 本仕様書に記載なき事項または疑義が生じた場合は、発注者と協議の上決定する。